

「相続」の意味としくみ(VOL. 2)

前回に引き続き、今回も「相続」の意味としくみについて述べていきたいと思います。

・法定相続分とは

(1) 相続財産の分割については、民法上、一定のルールが定められています。そのルールを法定相続分といいます。法定相続分には、4つのパターンがあり、それぞれの相続分は次のようになります。

配偶者と子	配偶者	1/2
	子	1/2
配偶者と直系尊属	配偶者	2/3
	直系尊属	1/3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	3/4
	兄弟姉妹	1/4

配偶者がなく子、直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合は、各自の相続分は等分とする。ただし、非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1とする。また、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は父母の双方とも同じくする兄弟姉妹の2分の1とする。

(2)

養子がいる場合

養子がいる場合は、養子も実子と(子供が親より早く亡くなって、その子、つまり孫を養子にした場合、その孫は子供としての相続分と)同じく、相続人としての身分が与えられ、実子と同じ相続分があります。

代襲相続

相続人の子供が親より先に亡くなった場合に、亡くなった子供の相続権をその子である孫が引き継ぎます。この事を代襲相続といい、その相続の権利を取得する人を代襲相続人といいます。代襲相続人は、その親の相続分をそのまま引き継ぎ、代襲相続人が複数いる場合は、相続分は均等に按分されます。

・遺言による相続分の指定

相続財産の分割の原則は法定相続分になりますが、遺言を被相続人が作成している場合には、法定相続分にかかわらず、遺言に指定した相続分による事となります。これを「指定相続分」といいます。

遺言での相続分の指定はできますが、法定相続人の相続分を全てゼロにする事はできません。遺言にかかわらず、一定額の相続分を保証している制度があります。それを「遺留分」といいます。遺留分は次の区分によって、それぞれ定められています。

配偶者と子	配偶者	1 / 4
	子	1 / 4
配偶者と直系尊属	配偶者	2 / 6
	直系尊属	1 / 6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	1 / 2
	兄弟姉妹	0
配偶者のみ		1 / 2
直系尊属のみ		1 / 3

一部の相続人のみで、相続分の指定があった場合には、他の相続人はその残りの遺産を法定相続分で分割する事となります。

この様に、遺言により財産を与える事を「遺贈」といいます。

・遺産を分割する方法

(1) 協議による遺産分割

相続が発生すると具体的な遺産分割をする必要がでてきます。民法上、遺産分割の基準は、相続財産の種類、性質、各相続人の年齢職業その他一切の事情を考慮して決めることになっています。遺言がなければ、遺産分割は、相続人間の話し合いで、自由に決められます。

遺産分割の方法は3種類あります。

一つ目は、遺産を現物のまま分割する方法で現物分割といい、原則的な方法です。

二つ目は、ある相続人が法定相続分をこえて相続した場合に、他の相続人に手持ちの現金を支払うことにより、遺産分割を行う方法です。この方法を代償分割といいます。例えば、遺産がほとんど事業用資産で、長男が事業を引き継がなければならない様なケースで、他の兄弟には長男が自分の手持ちの現金を支払う事により、事業の継続を図る場合には、有効な分割方法といえます。

三つ目は、遺産全てを売却して現金化して分割する方法で、換価分割といいます。遺産のほとんどが大規模な不動産の場合には有効な手段といえます。

協議により、遺産の分割が確定した場合には、下記の様な、遺産分割協議書を作ります。

遺産分割協議書の作成例

遺産分割協議書

被相続人山田太郎の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次の通り遺産を分割し、取得することに決定した。

1. 相続人山田一郎が取得する財産

- (1) 東京都新宿区〇〇町1丁目7番5号 宅地250㎡
- (2) 同所同番地所在 家屋番号10番 木造瓦葺2階建 居宅 床面積150㎡
- (3) (2)の居宅内にある家財一式
- (4) 株式会社〇〇銀行の株式 10,000株

2. 相続人山田二郎が取得する財産

- (1) 株式会社〇〇工作所の株式 20,000株
- (2) 〇〇銀行日本橋支店 定期預金 1口 5,000,000円

3. 相続人鈴木花子が取得する財産

- (1) 〇〇電工株式会社の株式 5,000株
- (2) 〇〇住宅産業株式会社 第3回転換社債 券面額3,000,000円

4. 相続人山田一郎は、被相続人山田太郎の次の債務を承継する

- (1) 〇〇銀行日本橋支店からの借入金 3,000,000円

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、各自署名押印する。

平成〇年×月×日

東京都新宿区〇〇町1丁目7番5号 相続人 山田一郎 印

東京都杉並区〇〇町5丁目8番3号 相続人 山田二郎 印

横浜市南区〇〇町5丁目2番地 相続人 鈴木花子 印

(2) 協議で分割できない場合

遺産分割協議がまとまらない場合は、家庭裁判所の調停に入ります。調停とは、調停委員を加えた協議で、まとまれば調停調書を作成します。調停でも不調の場合には審判による事になります。

・相続するか、放棄するか？

被相続人に借金がある場合には、そのまま相続すると遺産と一緒に債務も相続しないといけません。

そこで、民法では、相続人が相続するかどうか、相続人の意思による事とし、その意思表示の方法として、「単純承認」「限定承認」「放棄」の中から、自由を選ぶことができます。

(1) 単純承認

被相続人の財産と債務を無条件に全部引き継ぐ事を単純承認といいます。したがって、遺産より債務が多い場合には、自分の財産で返済しなければなりません。

尚、相続開始を知った日から3ヶ月以内に、限定承認または、放棄をしなかった場合には、単純承認したとみなされますので注意が必要です。

(2) 限定承認

遺産の金額の範囲内の債務だけ引き継ぐ、という事を条件に相続を承認する方法を限定承認といいます。限定承認をするには、相続開始を知った日から3ヶ月以内に相続人全員で家庭裁判所に申し出なければなりません。

(3) 相続放棄

相続人は、相続を承認するか、放棄するかは、自由に選択する事ができます。明らかに遺産より債務が多い場合には相続人は相続を放棄する方が有利になります。相続放棄する場合は、相続開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し出なければなりません。